第２４６号
平成２７年６月２５日

会だより

茨木市老人介護家族の会
会 長　坂 口 義 弘

６月初旬から始まった長雨の梅雨は『黴雨』とも書き、梅の実の熟する時期に当たるからとも、物に黴（かび）が生えやすいからとも言われています。

今月の「つどい」は、介護用具についてフランスベッド（株）メディカル大阪北営業所の方からお話を聞きました。介護用具も、年々利便性の向上が図られ驚くばかりです。しかし、企業間の競争のあまり、実用性に疑問のある用具もあるようにみられます。価格面からも見極める目が必要です。

認知症の人を介護する家族や、福祉関係の仕事に従事されている人にとっては、当たり前の事である認知症の理解。その理解不足による冤罪事件がありました。

3 年前に、同居する認知症の母親を暴行して死に至らしめたということで、息子夫婦は 3 年間の拘留後に一審で懲役 8 年の実刑判決を受けました。激しく暴れる母親を、夫と息子さんご夫婦が止めようとしました。数時間後には落ち着き、本人の意思で救急車は呼びませんでしたが、翌日死亡が確認されました。全体に打撲傷があり胸骨の骨折が死因と判断され、3 年後の昨年に傷害致死事件として懲役 8 年の実刑判決がおりました。

「認知症の人と家族の会」の副理事長で医師のＳ氏による意見書が、弁護団と最高裁に提出されました。意見書は、「母親が認知症であるが故の特徴的な異常言動、予測できないほどの激しい症状を示すことがある。肋骨骨折や打撲傷は、介護の混乱の中で狭い部屋のタンスや家具への接触で起こったことであって、虐待や殺意をもって発生したものではない。」という内容でした。その後、大阪高裁は、一審の判決 8 年の懲役刑から 20 万円の罰金刑で結審しました。

この裁判では、法曹関係者（警察官、検察官、裁判官、弁護士）や、また市民の目であるはずの裁判員に、認知症に関する知識が決定的に不足していることに問題があります。知識不足のままの裁判では、認知症介護にかかわる者が冤罪に巻き込まれる可能性があります。法曹関係者への認知症に関する啓発の必要性を感じました。

６月のつどい

第一部：「介護用品・福祉用具の話」

＜講師＞ フランスベット㈱　メディカル大阪北営業所
所長　古川正之氏

◇車椅子

自走式と介助式があり、車輪の外側に輪っかが付いているのが自走式で、車輪が小さく外側に輪っかが付いてないのが介助式です。

新しい機種も出ています。

- 立ち上がった時にブレーキが自動でかかる。
- 前後移動だけでなく横移動もできる。
- 車輪もはずせて、さらに行きたい場所に近づくことができる。
- 肘掛の高さを調整出来る。

介助用電動車椅子も介護保険で利用可能になりました。

◇歩行器

車輪が付いていても、ストッパーがかかる物もある。

◇杖

四点杖は、右手用・左手用があるので要注意。
デコボコしている所では危険ですので、
平らな場所で使用して下さい。

◇入浴補助用具

- シャワーチェア
  ひじ掛けや背もたれ付きの物や、コンパクトに折りたたみのできる物もあります。
- 手すり
  浴室の壁に取り付ける物、浴槽の縁に取り付ける物がありました。
- 浴槽内椅子
  浴槽内と外の高低差を軽減するために使用します。
- すべり止めマット
  片足立する場所に敷いておくと安全です。

その他、車椅子とベッドは要介護 2 以上の方から利用可能であることや、移乗支援用具にスライディングボードがあることも教えてもらいました。
また、市役所の危機管理課には、災害時の「安否確認名簿」登録のシステムがある事などの情報交換もしました。

（車椅子について）
茨木市社会福祉協議会でも、車椅子の貸出しをしています。

対　　象　　緊急で必要になった市内在住の方。
　　介護認定(要介護 2～5)を受けていない方。
利用期間　　最長 1 年まで。
利用料金　　無料
利用手続　　短期(1 か月まで)の場合は、印鑑を持参し窓口まで。
　　長期(1 か月～1 年)の場合は、印鑑と民生委員の『状況確認書』を持参し窓口まで。

(『状況確認書』は、お住いの地区の民生委員に直接申し出て下さい。)

第二部：「意見交換」

◇私自身が 83 才です。介護者の私が、先日お風呂場に慌ててスリッパで入った時に、滑って転び脊椎を骨折しました。当日は動けなくなり、気分も悪くなりましたが、息子夫婦がいましたので助かりました。翌日、整形外科で看てもらいますと骨折しているので、3 か月間、家でじっとしていると良くなると言われました。滑った時すぐに救急車をお願いした方が良かったのではないかと反省しています。

◇主人は今年介護保険の要支援 1 の認定を受けました。
主治医のアドバイスで、週 1 回の機能訓練のデイサービスに行くようになり、大変喜んで楽しみにしています。自転車に乗りたいと言って、最近は近所を走っていますが、心配で後を追いかけています。
睡眠薬が変わっていた時に私は気付かず、薬の副作用で体調を悪くしていたようですが、最近は体調も良くなりました。

◇母は特養に入所して、認知症は好転しているように思われますが、施設に馴染んでいないようで気になります。

◇86 才の主人は、今年 2 月に入院。腎臓の手術をして退院も決まっていましたが、不安定面もあることから、現在も入院しています。本人は穏やかにしています。

◇関西テレビ報道特集で、兵庫県西宮市「つどい場さくらちゃん」の丸尾さんの特集が放送されていました。誰でも利用出来て食事もできる施設です。その施設で今年 1 月に 90 数才のおばあさんが、娘さんと最後を迎える時のターミナルの様子等が放送されて大変感動しました。よろしかったらホームページを検索してみて下さい。

6 月のいこいカフェに摂津市の介護の会の方たちがご来店して下さいました。有難うございました。
この日は「大正琴」の演奏にあわせての合唱を楽しみました。

お･知･ら･せ

「いこいのカフェ」

コーヒーでも飲みながら、ゆっくり気軽に話をすることで、少しでも介護のストレスを減らし、また心にゆとりを持ってこれからも介護ができるように…。そんな皆さんの想いの場として開いています。介護をされている方はもちろん、要介護の方もご一緒にお越しください。

また、介護を終えられた方や介護について関心がある会員以外の方もご参加下さい。介護経験者のスタッフがお待ちしております。

開 催 日： 毎月第２木曜日（当日祝日の場合は、第１木曜日）
午後１時 30 分～3 時 30 分
（ご都合のよい時間にお越し下さい。お茶代は要りません）

開催場所： 茨木市主原町 6-1-101
メゾン茨木主原１号棟 101 号室
（阪急電鉄新庄ガード南を東方面にすぐ、「いこいのカフェ」の看板を目印にお越しください。うらに自転車置き場あり）
※６ページに地図を掲載していますので、ご参照ください。

７月の開催日《　９日（木）　》

担当者　　阪口　池川　橘川　岡島

（私たち介護経験者がお待ちしています。）

＊当番は都合で変わることもあります。

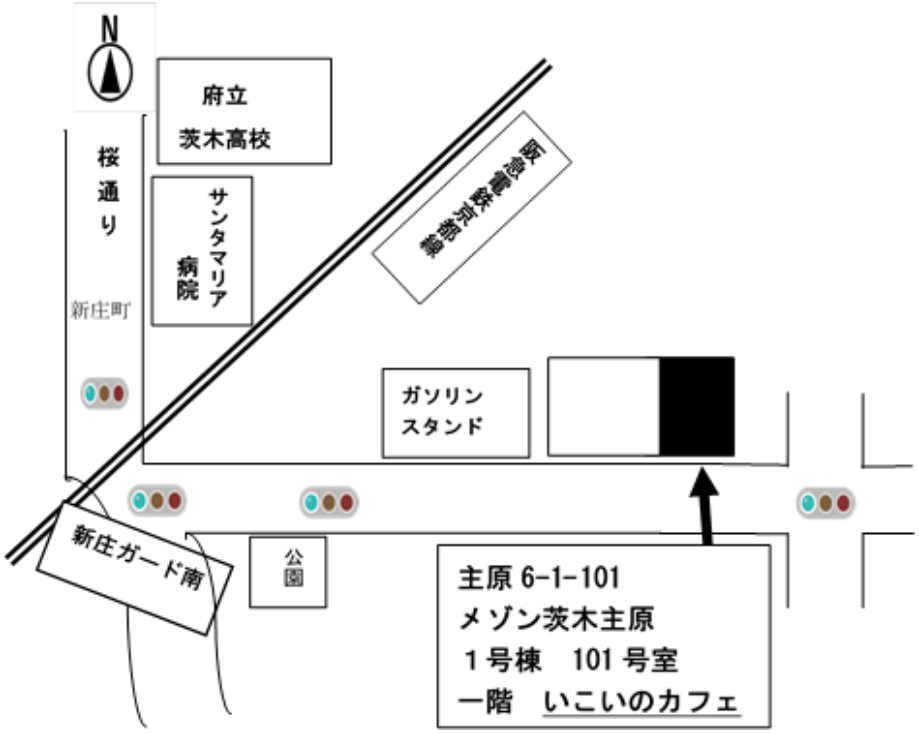

7 月の「つどい」のお知らせ

1 部　　腹話術　～癒(いや)しと和(なご)み～

正会員　田坂圭子氏

2 部　　意見交換

日時：7 月 21 日（火）午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場所：福祉文化会館 4 階　社会福祉協議会会議室

*次回の「会だより」8 月号は 7 月 30 日（木）発送の予定です。

お問い合わせ　〒567-0888　茨木市駅前四丁目 7 番 55 号　茨木市福祉文化会館 4 階
社会福祉協議会　☎(072)627-0033　FAX(072)627-0434
【茨木市老人介護家族の会事務局】担当　里見